

天草広域連合新ごみ処理施設  
整備・運営事業

基本契約書（案）

【令和4年12月変更】

令和5年●月

天草広域連合

## 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書

- 1 事業名 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業
- 2 事業場所 熊本県天草市楠浦町地内
- 3 事業期間 事業契約締結日～令和29年3月31日
  - (1) 設計・建設業務期間：事業契約締結日～令和9年6月30日
  - (2) 運営・維持管理期間：令和9年7月1日～令和29年3月31日

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、天草広域連合（以下「発注者」という。）と〇〇グループ（構成員である〇〇（代表企業）、〇〇及び〇〇並びに協力企業である〇〇、〇〇及び〇〇によって構成される企業グループをいう。）並びに構成員により設立された株式会社〇〇（以下、〇〇グループの構成員及び協力企業並びに株式会社〇〇を総称して、又は個別に「受注者」という。）は、本事業の全般にわたる事項及び基本的な事項について合意し、この基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

本事業について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、天草広域連合契約規則（平成11年規則第15号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年条例第21号）の規定による天草広域連合議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について、天草広域連合議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は無効とし、発注者は受注者に対して一切の責任を負わないものとする。

本基本契約の締結を証するため、本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

|     |                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 発注者 | 熊本県天草市本渡町広瀬 1 6 8 7 番地 2<br>天草広域連合代表者<br>天草広域連合長 馬場 昭治 |
|-----|--------------------------------------------------------|

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 受注者        |                         |
| (構成員・代表企業) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| (構成員) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |
|-------|-------------------------|

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| (構成員) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |
|-------|-------------------------|

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| (協力企業) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |
|--------|-------------------------|

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| (協力企業) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |
|--------|-------------------------|

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| (運営事業者) | [住 所]<br>[名 称]<br>[代表者] |
|---------|-------------------------|

## 目 次

|        |                       |    |
|--------|-----------------------|----|
| 第 1 条  | (目的)                  | 1  |
| 第 2 条  | (用語の定義)               | 1  |
| 第 3 条  | (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)     | 1  |
| 第 4 条  | (事業の概要等)              | 1  |
| 第 5 条  | (入札説明書等の優先順位等)        | 1  |
| 第 6 条  | (受注者の役割分担)            | 1  |
| 第 7 条  | (特定建設工事共同企業体の組成)      | 2  |
| 第 8 条  | (運営事業者の運営)            | 2  |
| 第 9 条  | (事業契約)                | 4  |
| 第 10 条 | (設計・建設業務)             | 6  |
| 第 11 条 | (運営・維持管理業務)           | 6  |
| 第 12 条 | (最終生成物等運搬業務)          | 6  |
| 第 13 条 | (焼却灰等資源化業務)           | 6  |
| 第 14 条 | (不燃残渣等処分業務)           | 6  |
| 第 15 条 | (再委託等)                | 6  |
| 第 16 条 | (本施設の維持管理、保守、更新に係る協力) | 7  |
| 第 17 条 | (受注者間の調整)             | 7  |
| 第 18 条 | (建設共同企業体の履行の保証)       | 8  |
| 第 19 条 | (運営事業者の履行の保証)         | 8  |
| 第 20 条 | (権利義務の譲渡の禁止)          | 8  |
| 第 21 条 | (損害賠償)                | 8  |
| 第 22 条 | (有効期間)                | 8  |
| 第 23 条 | (秘密保持)                | 9  |
| 第 24 条 | (準拠法及び管轄裁判所)          | 9  |
| 第 25 条 | (疑義の決定)               | 9  |
| 別紙 1   |                       | 11 |
| 別紙 2   |                       | 14 |
| 別紙 3   |                       | 16 |
| 別紙 4   |                       | 17 |

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本基本契約において用いる用語の定義は、本基本契約の各条項で特別に定める場合を除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、本基本契約で定義されていない用語で、入札説明書又は要求水準書で使用されている用語は、本基本契約においても入札説明書又は要求水準書における意味と同様の意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第4条 本事業の概要は、別紙2第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2第2項記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

3 本事業において設計・建設及び運営・維持管理する本施設の概要は、別紙2第3項記載のとおりとする。

(入札説明書等の優先順位等)

第5条 本基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約、入札説明書等に係る質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合、この順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、事業提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した事業提案書に記載された内容は、次条に定める役割及び業務実施責任に基づき、受注者を構成する者それぞれに履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

(受注者の役割分担)

第6条 本事業の遂行について、受注者を構成する者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 設計・建設業務は、建設事業者が発注者からこれを請け負う。
- (2) 運営・維持管理業務は、運営事業者が発注者からこれを受託する。

- (3) 発注者、運営事業者及び最終生成物等運搬企業は、三者で最終生成物等運搬業務委託契約を締結し、最終生成物等運搬企業が発注者から受託して最終生成物等運搬業務を行う。
- (4) 発注者、運営事業者及び焼却灰等資源化企業は、三者で焼却灰等資源化業務委託契約を締結し、焼却灰等資源化企業が発注者から受託して焼却灰等資源化業務を行う。
- (5) 発注者、運営事業者及び不燃残渣等処分企業は、三者で不燃残渣等処分業務委託契約を締結し、不燃残渣等処分企業が発注者から受託して不燃残渣等処分業務を行う。

(特定建設工事共同企業体の組成)

第7条 構成員及び協力企業のうち、本施設の設計・建設業務を担当する〇〇（代表企業・プラント設備の設計・建設）、〇〇（建築物等の設計）及び〇〇（建設物等の建設）（以下総称して、又は個別に「建設事業者構成員」という。）は、建設工事請負契約締結までに、代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体である建設事業者を組成するものとし、建設事業者の組成及び運営に関し特定建設工事共同企業体協定書を締結し、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

- 2 建設事業者は、特定建設工事共同企業体協定書に変更があったときは、速やかに変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写し及び変更内容を証する書面を発注者に提出するものとする。

(運営事業者の運営)

第8条 構成員は、運営事業者が、本事業のうち運営・維持管理業務及び本基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を遂行することのみを目的として、構成員により適法かつ有効に設立されたものであることを確認する。

- 2 運営事業者は、運営事業者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件を遵守するものとし、かつ、事業期間中これらを維持するものとする。

- (1) 運営事業者は、次のアからオに掲げる事項に従って定款を作成すること。なお、発注者の事前の書面による承諾なくして定款を変更しないこと。

ア 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務及び本基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を実施することのみであること。

イ 運営事業者の本店所在地は、構成市町内とし、構成市町以外の土地に移転させないこと。

ウ 運営事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法（平成17年法律第86号）第107条第2項第1号に定める事項を定めること。

エ 会社法第108条第2項各号に定める事項及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の規定を定めないこと。

オ 会社法第326条第2項に定める監査役及び会計監査人の設置に関する規定を定めること。

- (2) 運営・維持管理業務の開始前までに運営事業者の資本金額を〇〇円とし、事業期間中これを維持すること。
  - (3) 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙３第１項記載のとおりであること。また、運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者の資本金額及び株主構成は、別紙３第２項記載のとおりとすること。ただし、資本金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。
  - (4) 運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からの出資を認めないこと。
  - (5) 代表企業の議決権保有割合は、運営事業者の設立時から事業期間を通じて１００分の５０を超えるものとする。
  - (6) 発注者の事前の書面による承諾なくして運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務以外の業務を行ってはならないこと。
  - (7) 構成員は、発注者の事前の書面による承諾なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）をしないものとし、運営事業者は、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
  - (8) 運営事業者は、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと。
  - (9) 運営事業者は、事業期間終了後も、事業契約に基づく債務を全て履行した後でなければ解散してはならないこと。
- 3 構成員は、前項各号に掲げる条件を、運営事業者をして遵守させるとともに自ら遵守し、これに反する運営事業者の株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 運営事業者は、発注者に対し、本基本契約締結後速やかに、商業登記簿履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを提出するものとする。また、その後発注者の事前の承諾を得て定款を変更したときその他商業登記簿履歴事項全部証明書に変更があったときには、速やかに変更後の商業登記簿履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。
- 5 構成員は、発注者に対し、本基本契約締結後速やかに、別紙４書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。また、その後発注者の事前の書面による承諾を得て運営事業者の株主構成が変更されたときには、速やかに変更後の別紙４書式による出資者保証書を作成して（構成員以外の者が運営事業者の株主となった場合は、その者をして作成させ）、発注者に提出するものとする。
- 6 運営事業者は、事業期間中、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告、附属明細書及び監査報告書（以下総称して「財務諸表等」という。）を作成し、各事業年度終了後３か月以内にその写しを発注者に提出するものとする。発注者は、当該財務諸表等を確認し、不明確な点等がある場合には、運営事業者に対し、質問等を行うことができるものとする。この場合において、運営事業者は、

発注者の質問等に誠意をもって対応しなければならない。また、発注者は、必要がある  
と認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。

- 7 構成員は、事業期間中にわたり、本事業のうち運営・維持管理業務及び本基本契約  
において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を継続させることを連帯して  
保証し、運営業務委託契約第56条から第58条の規定に基づき本事業の運営業務委  
託契約が解除される場合又は運営事業者が運営業務委託契約第61条又は第62条の  
規定によらないで運営業務委託契約の解除を申し出て同契約が解除される場合、運  
営・維持管理業務を継承する事業者を発注者に推薦し、運営指導を行わなければなら  
ない。

#### (事業契約)

第9条 発注者と建設事業者とは、設計・建設業務に関し、建設工事請負契約を本基本契  
約の締結日付けで締結する。

- 2 発注者と運営事業者とは、運営・維持管理業務に関し、運営業務委託契約を本基本  
契約の締結日付けで締結する。

- 3 発注者と運営事業者及び最終生成物等運搬企業は、最終生成物等運搬業務に関し、  
最終生成物等運搬業務委託契約を本基本契約の締結日付けで締結する。最終生成物等  
運搬企業が複数の場合、発注者と運営事業者は、それぞれの最終生成物等運搬企業と  
最終生成物等運搬業務委託契約を締結する。最終生成物等運搬業務委託契約の契約期  
間の終了日は、令和14年3月31日以降とするものとし、事業期間中、最終生成物  
等運搬業務委託契約を変更若しくは更新し、又は最終生成物等運搬企業を変更する場  
合、受注者は、発注者の事前の承諾を得るものとする。

- 4 発注者と運営事業者及び焼却灰等資源化企業は、焼却灰等資源化業務に関し、焼却  
灰等資源化業務委託契約を本基本契約の締結日付けで締結する。焼却灰等資源化企業  
が複数の場合、発注者と運営事業者は、それぞれの焼却灰等資源化企業と焼却灰等資  
源化業務委託契約を締結する。焼却灰等資源化業務委託契約の契約期間の終了日は、  
令和14年3月31日以降とするものとし、事業期間中、焼却灰等資源化業務委託契  
約を変更若しくは更新し、又は焼却灰等資源化企業を変更する場合、受注者は、発注  
者の事前の承諾を得るものとする。
- 5 発注者と運営事業者及び不燃残渣等処分企業  
は、不燃残渣等処分業務に関し、不燃残渣等処分業務委託契約を本基本契約の締結日  
付けで締結する。不燃残渣等処分企業が複数の場合、発注者と運営事業者は、それぞ  
れの不燃残渣等処分企業と不燃残渣等処分業務委託契約を締結する。不燃残渣等処  
分業務委託契約の契約期間の終了日は、令和14年3月31日以降とするものとし、事  
業期間中、不燃残渣等処分業務委託契約を変更若しくは更新し、又は不燃残渣等処分  
企業を変更する場合、受注者は、発注者の事前の承諾を得るものとする。

- 6 前各項の規定にかかわらず、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部若し  
くは一部が入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合又は  
次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、第1号ないし第3号については本事業  
に関して該当した場合に限る。）、発注者は、受注者に書面により通知することにより、  
事業契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。
  - (4) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき
  - (5) 他の事業契約が第8項又は各事業契約に基づき法令変更若しくは不可抗力により解除されたとき。
- 7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、受注者に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 8 法令変更、不可抗力その他発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業を継続することが困難となった場合、発注者及び受注者は、速やかに本事業の継続について協議しなければならない。ただし、当該事由が生じた日から

ら60日以内に発注者及び受注者が合意に至らないときは、発注者は、受注者に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。

- 9 発注者及び受注者は、前三項の定めるところに従って本基本契約が解除された場合、締結している本基本契約以外の事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めに従うものとする。

#### (設計・建設業務)

第10条 建設事業者は、設計・建設業務を、建設工事請負契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

- 2 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和9年6月30日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

- 3 建設事業者は、設計・建設業務の実施につき、発注者の構成市町内に本社・本店がある事業者を積極的に活用するものとする。

#### (運営・維持管理業務)

第11条 運営事業者は、運営・維持管理業務を、運営業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約書、焼却灰等資源化業務委託契約、不燃残渣等処分業務委託契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

- 2 運営事業者は、運営・維持管理業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

- 3 運営事業者は、運営・維持管理業務の実施につき、発注者の構成市町内に本社・本店がある事業者を積極的に活用するものとする。

#### (最終生成物等運搬業務)

第12条 最終生成物等運搬企業は、最終生成物等運搬業務を、最終生成物等運搬業務委託契約書、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

#### (焼却灰等資源化業務)

第13条 焼却灰等資源化企業は、焼却灰等資源化業務を、焼却灰等資源化業務委託契約書、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

#### (不燃残渣等処分業務)

第14条 不燃残渣等処分企業は、不燃残渣等処分業務を、不燃残渣等処分業務委託契約書、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

#### (再委託等)

第15条 建設工事請負契約又は運営業務委託契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、建設事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、法令を遵守し、建設工事請負契約又は運営業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする。

(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)

第16条 建設事業者は、事業期間中、本施設の維持管理、保守及び更新について、本施設に係る部品の供給、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。

2 建設事業者は、建設工事請負契約第54条第1項の契約不適合期間中、本施設が、入札説明書等、事業提案書、実施設計図書及び完成図書に規定された性能を有することを保証し、運営・維持管理業務における性能未達の場合の原因究明及び補修義務の履行を、運営事業者と連帯して保証するものとする。

3 建設事業者及び運営事業者が、運営・維持管理業務期間に補修等を行う場合の費用は、本事業の契約金額に含まれるものとし、その補修等が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力により生じた場合以外、追加の支払いを発注者に請求することはできない。

4 建設事業者は、事業期間終了後も、別途発注者と建設事業者とが協議して定める本施設の特定期間又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続し、発注者が特定部品を調達しようとするときは、速やかに規定の価格で提供するものとする。

(受注者間の調整)

第17条 受注者間において本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合、代表企業はこれを調整するものとし、その他の受注者は、代表企業による受注者間の調整に協力しなければならない。

2 受注者の中のいずれか又は複数の者の責めに帰すべき事由によって、他の受注者に損害が発生した場合は、受注者間で解決するものとし、損害を被った受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

3 最終生成物等運搬企業が解除その他の理由により最終生成物等運搬業務委託契約を履行することができなくなった場合又は最終生成物等運搬業務委託契約の契約期間満了後の契約更新を行わない場合等で、他の事業者が最終生成物等運搬業務を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に他の最終生成物等運搬業務の事業者を提案するものとし、構成員は、運営事業者の提案提出に協力するものとする。

4 焼却灰等資源化企業が解除その他の理由により焼却灰等資源化業務委託契約を履行することができなくなった場合又は焼却灰等資源化業務委託契約の契約期間満了後の契約更新を行わない場合等で、他の事業者が焼却灰等資源化業務を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に他の焼却灰等資源化業務の事業者を提案するものとし、構成員は、運営事業者の提案提出に協力するものとする。

5 不燃残渣等処分企業が解除その他の理由により不燃残渣等処分業務委託契約を履行することができなくなった場合又は不燃残渣等処分業務委託契約の契約期間満了後の契約更新を行わない場合等で、他の事業者が不燃残渣等処分業務を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に他の不燃残渣等処分業務の事業者を提案するものとし、構成員は、運営事業者の提案提出に協力するものとする。

(建設共同企業体の履行の保証)

第18条 建設事業者構成員は、建設工事請負契約に基づく建設事業者の発注者に対する債務の履行を連帯して保証するものとする。

2 建設事業者が解散した場合、建設事業者構成員は、連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(運営事業者の履行の保証)

第19条 構成員は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する債務の履行を連帯して保証するものとする。

2 運営業務委託契約書第54条第5項の規定に基づき運営事業者が本施設の補修等を行う必要がある場合で、同項に規定する期間内において運営事業者が既に解散しているときは、構成員は、運営事業者に代わり、連帯して、自己の費用により、同項に規定する本施設の補修等を行う。

(権利義務の譲渡の禁止)

第20条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、事業契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）をしてはならない。

(損害賠償)

第21条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないこと（第10条から第14条に基づき、第10条から第14条までに定める各業務を、各事業契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき実施しない場合を含む。）により他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者のうち当該債務不履行につき責めに帰すべき事由のある者、構成員及び運営事業者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(有効期間)

第22条 本基本契約の有効期間は、本基本契約の本契約成立日を始期とし、事業期間の満了日を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第23条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー又は受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が、本施設の運転及び運転管理に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前三項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第24条 本基本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を熊本地方裁判所天草支部とすることに合意するものとする。

(疑義の決定)

第25条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

[以下余白]

## 用語の定義

本基本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「構成市町」とは、発注者を構成する 2 市 1 町（天草市、上天草市、苓北町）をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟のほか、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。
- (3) 「プラント」とは、本施設のうちごみ処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- (4) 「建築物等」とは、本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- (5) 「構成員」とは、運営事業者への出資を行う〇〇（代表企業）、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (6) 「協力企業」とは、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務、最終生成物等運搬業務、焼却灰等資源化業務及び不燃残渣等処分業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (7) 「代表企業」とは、〇〇をいう。
- (8) 「設計・建設業務」とは、本事業のうち、要求水準書に建設事業者の業務として規定される、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- (9) 「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、要求水準書に運営事業者の業務として規定される、本施設の運営・維持管理に係る業務並びに最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約に定める運営事業者の業務をいう。
- (10) 「最終生成物等」とは、本施設から排出される【[焼却方式の場合]焼却灰（主灰）、飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等／[溶融方式の場合]スラグ、メタル、溶融飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等】（【[焼却方式の場合]焼却／[溶融方式の場合]溶融】処理不適物並びにマテリアルリサイクル推進施設における破碎・選別処理後の有価物及び選別処理後の資源物は除く。）をいう。
- (11) 「最終生成物等運搬業務」とは、資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できないもの又は資源化不可能な最終生成物等を、本施設外の資源化施設又は最終処分場まで運搬する業務をいう。
- (12) 「焼却灰等資源化業務」とは、資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できないものを焼却灰等資源化企業が自らの施設において資源化する業務をいう。
- (13) 「不燃残渣等処分業務」とは、資源化不可能な最終生成物等を、不燃残渣等処分

企業が自らの施設（最終処分場）で埋立処分する業務をいう。

- (14) 「建設事業者」とは、本事業の設計・建設業務を遂行するために、構成員及び協力企業のうち本施設の設計・建設業務を担当する〇〇（代表企業・プラント設備の設計・建設）、〇〇（建築物等の設計）及び〇〇（建設物等の建設）が出資して組成する、特定建設工事共同企業体をいう。
- (15) 「運営事業者」とは、本事業の運営・維持管理業務を遂行するために、構成員が出資して設立した株式会社〇〇をいう。
- (16) 「最終生成物等運搬企業」とは、発注者から委託を受けて最終生成物等運搬業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (17) 「焼却灰等資源化企業」とは、発注者から委託を受けて焼却灰等資源化業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (18) 「不燃残渣等処分企業」とは、発注者から委託を受け、不燃残渣等処分業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (19) 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約を総称して又は個別にいう。
- (20) 「基本協定」とは、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、発注者と構成員及び協力企業との間で締結された令和●年●月●日付け天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書に基づく協定をいう。
- (21) 「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と建設事業者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
- (22) 「運営業務委託契約」とは、運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と運営事業者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (23) 「最終生成物等運搬業務委託契約」とは、最終生成物等運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と運営事業者及び最終生成物等運搬企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 最終生成物等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (24) 「焼却灰等資源化業務委託契約」とは、焼却灰等資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者及び焼却灰等資源化企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 焼却灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (25) 「不燃残渣等処分業務委託契約」とは、不燃残渣等処分業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と運営事業者及び不燃残渣等処分企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 不燃残渣等処分業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (26) 「事業期間」とは、事業契約が本契約として成立した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
- (27) 「入札説明書」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に

公表した天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

- (28) 「要求水準書設計・建設業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における設計・建設業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (29) 「要求水準書運営・維持管理業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (30) 「要求水準書」とは、要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
- (31) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準書などの書類（契約書（案）は除き、いずれもその後の変更を含む。）並びにこれらの書類に係る質問に対する回答をいう。
- (32) 「事業提案書」とは、本事業の落札者として選定された〇〇グループが本事業の入札手続において提出した提案書一式（発注者の質問に対する回答その他〇〇グループが運営業務委託契約締結までに提出した一切の書類）をいう。

## 本事業の概要

### 1 本事業の概要

(1) 事業名

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 施設管理者

天草広域連合 広域連合長 馬場 昭治

(3) 施設規模

エネルギー回収型廃棄物処理施設 95 t / 24 h (47.5 t / 24 h × 2 炉)

マテリアルリサイクル推進施設 26 t / 5 h

(4) 建設場所

熊本県天草市楠浦町地内

(5) 敷地面積

約 20,450 m<sup>2</sup>

### 2 事業日程

設計・建設業務：事業契約締結日から令和9年6月30日まで

運営・維持管理業務：令和9年7月1日から令和29年3月31日まで

### 3 本施設の概要

(1) 主要な施設

ア 本体施設

- ・工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）、資源物ストックヤード（工場棟と別棟の場合に限る。）

イ 関連施設

- ・計量棟、管理棟

ウ 外構施設

- ・駐車場、構内道路、植栽、門扉、囲障等その他関連する施設や設備等

(2) 計画施設

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

95 t / 日 (47.5 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働)

② マテリアルリサイクル推進施設

26 t / 日 (5 時間稼働)

(3) 処理対象物

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

- ・直接焼却量 : 21,195 t / 年

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ・処理残渣可燃物量（可燃残渣）  | ： 1, 730 t／年        |
| ・し尿処理施設からのし渣・汚泥等 | ： 69 t／年            |
| ・小 計             | ： 22, 994 t／年       |
| ・災害廃棄物           | ： 2, 299 t／年        |
| ・合 計             | ： 25, 293 t／年（R9年度） |

② マテリアルリサイクル推進施設

|          |                    |
|----------|--------------------|
| ・不燃・粗大ごみ | ： 3, 218 t／年       |
| ・資 源 物   | ： 2, 292 t／年       |
| ・合 計     | ： 5, 510 t／年（R9年度） |

(4) 処理方式

【ストーカ式焼却方式＋灰資源化／シャフト炉式ガス化熔融方式】

(5) エネルギー回収率

循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1／2）の交付要綱に従い、15.5％以上とする。

別紙 3

**運営事業者の資本金額及び株主構成**

1 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成

| 株主名    | 出資金額 |
|--------|------|
|        | 円    |
|        | 円    |
|        | 円    |
| 出資金額合計 | 円    |

2 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までの運営事業者の資本金額及び株主構成

| 株主名    | 出資金額 |
|--------|------|
|        | 円    |
|        | 円    |
|        | 円    |
| 出資金額合計 | 円    |

令和〇年〇月〇日

天草広域連合長  
馬場 昭治 様

## 出資者保証書

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、〇〇グループ（構成員である〇〇（以下「代表企業」という。）、〇〇及び〇〇並びに協力企業である〇〇、〇〇及び〇〇によって構成される企業グループである。）と、天草広域連合（以下「広域連合」という。）との間において令和〇年〇月〇日付けで締結された天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（以下「本基本契約」という。）に関連して、運営事業者の株主である代表企業、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇（以下総称して「当社ら」という。）は、本書の日付けをもって、広域連合に対して次の各項に掲げる事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

なお、本書において使用される用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本基本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 運営事業者が、令和〇年〇月〇日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として構成市町において適法かつ有効に設立され、かつ、本書の日付け現在有効に存在すること。
- 2 運営事業者の発行済株式総数は、〇〇株であり、その全株式を当社らが保有し、そのうち、〇〇株は代表企業が、〇〇株は〇〇が、〇〇株は〇〇が、〇〇株は〇〇が、〇〇株は〇〇が保有していること。
- 3 当社らは、本事業が終了するまで、広域連合の事前の書面による承諾を得た場合を除き、運営事業者の株式の保有を本書提出時の保有割合で継続すること。
- 4 当社らは、広域連合の事前の書面による承諾なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し（株主間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）をしないものとし、また、運営事業者をして、株主以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- 5 当社らは、広域連合の事前の書面による承諾を得て運営事業者の株主構成が変更された場合、速やかに変更後の本書の書式による出資者保証書を作成して（当社ら以外の者が運営事業者の株主となった場合は、その者をして作成させ）、広域連合に提出すること。
- 6 当社らは、本基本契約第8条第2項に規定する事項を、運営事業者をして遵守させるとともに自ら遵守し、これに反する運営事業者の株主総会議案に賛成しないこと。

|            |       |
|------------|-------|
| (構成員・代表企業) | [住 所] |
|            | [名 称] |
|            | [代表者] |

|       |       |
|-------|-------|
| (構成員) | [住 所] |
|       | [名 称] |
|       | [代表者] |

|       |       |
|-------|-------|
| (構成員) | [住 所] |
|       | [名 称] |
|       | [代表者] |